

## 新潟県厚生農業協同組合連合会 村上総合病院

### <指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション運営規程>

#### (事業の目的)

##### 第1条

- 1 新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院（以下「村上総合病院」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリ」という。）の必要性を認めた利用者に対し、適切な訪問リハビリを提供することを目的とする。

##### 第2条

- 1 事業所の従事者は、利用者の心身の特性をふまえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。
- 2 事業の実施に当たっては居宅支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉との密接な連携をはかり、総合的なサービスの提供につとめるものとする。

#### (事業所の名称等)

##### 第3条

- 1 事業を行う事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 村上総合病院  
介護保険事業番号：1511211193
- (2) 所在地 新潟県村上市緑町 5-8-1

#### (職員の職種、員数、および職務内容)

##### 第4条

- 1 事業所に勤務する職種、員数、および職務内容は次の通りとし、職務は新潟県厚生農業協同組合連合会の規定による定めとする。
  - (1) 管理者 村上総合病院 病院長  
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
  - (2) 職員 理学療法士 2名（常勤・専従）  
訪問リハビリテーション計画書および報告書を作成し、在宅におけるリハビリテーションを担当する。

## **(営業日および営業時間)**

### 第5条

- 1 事業所の営業日および営業時間は以下の通りである。
  - (1) 営業日 毎週月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日とする。ただし、国民の祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）を除く。
  - (2) 営業時間 8時30分から17時00分までとする。

## **(指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供方法)**

### 第6条

- 1 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供方法
  - (1) 介護保険法における指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの利用希望者がかかりつけの医師（主治医）に診療情報提供書を申し込む。
  - (2) 医師が交付した診療情報提供書に基づき、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの指示を出すための受診をし、指示を出す。
  - (2) 居宅支援事業者により申し込みがあった場合は、かかりつけ医師に診療情報提供書の交付を求めるよう指導する。
  - (3) 利用者にかかりつけ医師がいない場合、利用者に選定を依頼する。
  - (4) 訪問リハビリの提供に際しては、居宅支援事業者との連携を図る。

## **(指定訪問リハビリテーションの内容)**

### 第7条

- 1 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの内容は次の通りとする。
  - (1) 本人への機能訓練
  - (2) 訓練方法の助言と指導
  - (3) 家族への介助方法の助言と指導
  - (4) 家屋改修の助言
  - (5) 福祉用具利用の助言
  - (6) 外来通院、デイケア、通所サービスへの誘導
  - (7) 本人、家族への精神心理的支援
  - (8) その他の日常生活全般に関する相談

### (実施地域)

#### 第8条

- 1 村上市内とする。

### (指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料およびその他の費用の額)

#### 第9条

- 1 利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年 2 月 10 日厚告第 19 号)」(以下「算定基準」という。)及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚労告 127 号)」(以下「予防算定基準」という。)に定める基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、介護保険 負担割合証に記載された割合から算出された額とする。
- 2 通常のサービス提供地域を超えてサービスを実施する場合は、算定基準及び予防算定基準に 5%を加算し徴収するものとする。

### (損害賠償)

#### 第10条

- 1 事業者は、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償する。ただし、その損害については事業者の責任が問えない場合は、この限りでない。
- 2 事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、ただちにその原因対応等の概況を記載した文章を利用者または家族に交付し、合わせて状況を十分に説明するものとする。

### (苦情処理)

#### 第11条

- 1 事業者は、提供した訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスについて利用者からの苦情を受けるための窓口責任者およびその連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は、迅速且つ誠実に対応するものとする。
- 2 利用者は、いかなる時においても苦情の申し立てを行うことができ、また苦情の申し立てを行うことにより事業者はいっさい不利益な取り扱いをしない。

### **(守秘義務)**

#### **第12条**

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、第三者に漏らすことはない。
- 2 あらかじめ利用者から文章による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず目的外的利用をしないことを条件に、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者または介護保険施設等に対し、情報提供できるものとする。

### **(その他運営に関する留意事項)**

#### **第13条**

- 1 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業所は社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図る研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- 2 サービス提供の記録は少なくとも5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいは複写にて交付することができる。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は村上総合病院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### **(緊急時の対応等)**

#### **第14条**

- 1 従事者は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡するものとする。
- 2 報告を受けた管理者は、従事者と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

### **(事故発生時の対応)**

#### **第15条**

- 1 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

### (虐待の防止のための措置)

#### 第16条

- 1 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。
  - (1)事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2)事業所における虐待防止のための指針を整備する。
  - (3)事業所において、従事者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
  - (4)(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

### (業務継続計画の策定)

#### 第17条

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### (衛生管理等)

#### 第18条

- 1 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。
  - (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
  - (2)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3)事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### 附記

この規定は令和7年4月1日から施行とする。